

浄化槽をお使いの方へ

大きな地震・浸水がおこったら

(震度6弱以上) (床下浸水以上)

つぎのチェック1～4で浄化槽が使えるか確かめて下さい

汚水の漏れ・消毒の確認(チェック3と4)ができるまでは浄化槽は使用できません
確認できなかつたり、チェックに該当することがあったら保守点検業者に連絡して下さい

つぎの注意を守り、安全に留意して下さい

- 確認するには必ず**ゴム手袋などを着けて下さい**(感電防止・衛生対策)
- 以下の写真のように**浄化槽に近づくのが危険と判断される場合は無理に確認せずに保守点検業者に連絡して下さい**



連絡先 保守点検業者名

電話 - -

[保守点検業者と連絡が取れない場合]

指定検査機関名

電話 - -



市町村浄化槽担当

電話 - -

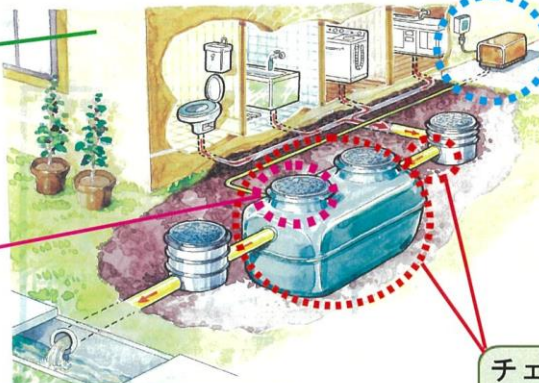


チェック1.
漏電(住居内)

チェック2.
浄化槽のプロフ

チェック4.
消毒

チェック3.
流入管・浄化槽本体
からの汚水もれ



「汚水の漏れや消毒不良で浄化槽が使用できない」理由

汚水が漏れると地下水を汚染し、衛生的ではありません
消毒されていない時も同様です
井戸水を飲用している方は、煮沸消毒するなど、そのまま地下水を
飲用しないで下さい

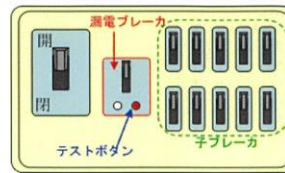
★チェック1～4の詳細は次のページをご覧ください

図2-8-1(1) 状況確認用チェックシートの例(1枚目)

チェック 1. 漏電 (住居内)

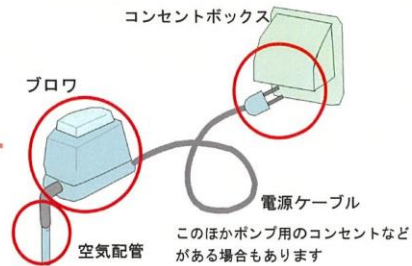
- 漏電ブレーカが作動している

作動していたら電気保安協会か保守点検業者に連絡して下さい
このまま電気を使うと感電や火災発生の恐れがあります



チェック 2. 浄化槽のプロウ

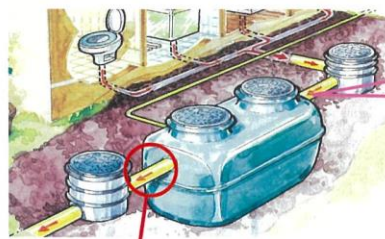
- 津波・水害の場合
- コンセントボックス、プロウが水没した形跡がある
- コンセントが刺さっているのにプロウが動いていない
- 電源ケーブルが切れている
- プロウの作動音がいつもよりウルサイ
- 空気配管が外れていたり、壊れている



該当した項目があれば、ゴム手袋を装着しプロウのコンセントを抜いて、保守点検業者に連絡してください

チェック 3. 流入管・浄化槽本体からの汚水もれ

- 流入管が外れていたり、流入管や浄化槽本体周囲で水が漏れている (できれば水を流して確かめます)
不衛生な水が地下に浸透していますので、浄化槽を使用せず、保守点検業者に連絡して下さい



放流管から消毒された水がもれていても使用可能です



チェック 4. 消毒

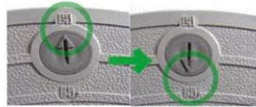
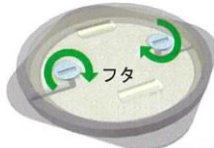
放流側のフタを開けてみましょう

ネジのような部分を10円硬貨などで「開」の方に回すと

ロックが解除されます

(鉄製のフタの場合は、ナットをゆるめて外します)

ネジのような部分を回しロックを解除



浄化槽内をのぞく際は、槽内に落下しないようご注意ください

- 白い錠剤が入った筒(薬剤筒)が倒れている

薬剤筒が立てられない・見当たらない(消毒できない)場合は、浄化槽を使用せず、保守点検業者に連絡して下さい
倒れていても立てることができれば問題ありません

※確認で異常が認められなかった場合も、次回の保守点検時にそのことを保守点検業者に伝えて下さい

薬剤筒を確認 放流側に薬剤筒があります

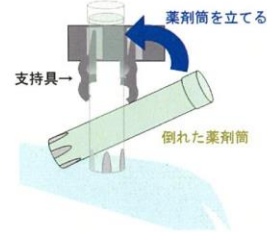


図 2-8-1 (2) 状況確認用チェックシートの例 (2 枚目)

表 2-8-1 住民における検討・実施事項

☑欄	No.	内容
	①	災害時には家屋・建屋と同様、浄化槽も被害を受けることを認識する。
	②	適切な使用方法で使用する(浄化槽法施行規則第 1 条(使用に関する準則))。
	③	定期的な保守点検・清掃を実施する(浄化槽法第 10 条(浄化槽管理者の義務))。
	④	保守点検ならびに清掃の記録票について、災害発生時にも参照可能なように保管する(浄化槽法施行規則第 5 条(保守点検の時期及び記録等))。
	⑤	法定検査結果について、災害発生時にも参照可能なように保管する。
	⑥	災害時における被害状況の確認を妨げないよう、浄化槽周辺を整理整頓する。
	⑦	被災時、住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)自らが暫定的に浄化槽(水洗トイレ)の使用の可否について判断することを認識する。
	⑧	住民が自ら浄化槽の使用の可否を判断するための状況確認用 チェックシート(図 2-8-1) を受領し、 災害時に速やかに使用できるよう保管する。
	⑨	ロック機能の付いたマンホールは浄化槽内への土砂の流入を防止するのに有効であると考えられるため、 ロック機能のないマンホールを使用している場合はロック機能のあるものに変更 することを検討する。

表 2-8-2 災害予防において他主体が住民に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	地方公共団体は、災害発生後の浄化槽への対応、特に、 被災した浄化槽の使用の可否の判断ならびに保守点検業者への連絡 について、 住民が具体的にイメージし、有効かつ安全に行われるよう周知 を図る。(例:パンフレット類の作成・配布、ホームページにおける掲載、対策マニュアルに関する説明会・研修会の開催等)
	②	地方公共団体と保守点検業者は、住民に対して、災害発生後の浄化槽への対応、特に、被災した浄化槽の使用の可否について、住民自らが暫定的に判断すること等に関して説明し、これに用いる状況確認用 チェックシート(図 2-8-1) について 周知・配布 を図る。
	③	地方公共団体、保守点検業者は、 ロック機能のないマンホールを使用している場合はロック機能のあるものに変更 するように周知する。

表 2-8-3 災害応急対策、復旧・復興において住民が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	「状況確認」の内容を保守点検業者に伝達する。

表 2-8-4 災害応急対策、復旧・復興において他主体が住民に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	②	保守点検業者は「詳細確認」ならびに「応急処置」の内容と結果について住民に報告する。加えて、被災前と同様な機能の回復には大規模な改修が必要と判断された場合(水流により地面が削られて浄化槽本体の露出、浮上、流出、破損あるいは配管が露出する等)は、「復旧工事」を行うよう住民に伝達する。
	③	清掃業者は、清掃の結果、初めて槽内の破損状況等が明らかとなった場合には、その状況について適宜写真を撮影し、住民に報告する。
	④	地方公共団体は、避難所等で住民に対し状況確認用チェックシート(図 2-8-1)の配布を行うことを検討する。
	⑤	地方公共団体は、使用不可と判断された浄化槽の使用者に対して、必要な行政指導を行い、浄化槽の使用に伴う事故発生未然防止を図る。その際、仮設トイレを設ける等、住民の生活に著しい支障を来さないよう支援を行う。
	⑥	地方公共団体は、「復旧工事」に関し提供された工事内容と費用を勘案し、財政支援措置の導入について検討する。
	⑦	市町村は、浄化槽内に多量の土砂が流入していることが判明した場合は、ダンパー車の手配を検討する。